

職員の育児休業等に関する条例

平成11年7月1日
条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業、育児短時間勤務及び部分休業)

第2条 育児休業法第2条第1項の規定に基づく育児休業、同法第10条第1項の規定に基づく育児短時間勤務、同法第17条の規定に基づく短時間勤務及び同法第18条第1項の規定に基づく短時間勤務並びに同法第19条第1項の規定に基づく部分休業(以下「育児休業等」という。)については、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、職員の育児休業等に関する条例(平成4年埼玉県条例第6号)の例による。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により市町村から派遣されている職員にあっては、当該職員の派遣をした市町村の育児休業等について定めた条例の例による。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年2月28日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月25日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第143号。以下この項において「改正法」という。)の施行の日前に改正法の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定によ

り育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条に規定する特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことのある職員には適用しない。

附 則（平成15年2月12日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

附 則（平成21年2月17日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。